

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	第2回朝霞市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和7年7月17日（木） 午後1時30分から午後1時55分まで	
開催場所	市役所別館2階 全員協議会室	
出席者及び 欠席者の 職・氏名	○出席委員（16人） ※敬称略 ≪会長≫ 渡辺 淳史 ≪副会長≫ 野本 一幸 ≪被保険者を代表する委員≫ 小林 正明、志鎌 留美子、関根 悟、橋本 真貴子 ≪保険医又は保険薬剤師を代表する委員≫ 青柳 徹二、浅野 修、新保 敦子、関 昌之、滝澤 義和 ≪公益を代表する委員≫ 飯倉 裕明、遠藤 光博、東山 とも子 ≪被用者保険等保険者を代表する委員≫ 前田 衆、高橋 綾子 ○欠席委員（1人） ≪被用者保険等保険者を代表する委員≫ 工藤 敦智 ○事務局（6人） ≪こども・健康部長≫ 堤田 俊雄 ≪保険年金課≫ 課長 伊部 聡、課長補佐 平間 雄介、 国民健康保険係長 三浦 純恵、同係主査 神頭 勇、 保健事業係長 岡 裕子	
議 題	（1）朝霞市国民健康保険税の見直しについて （2）その他	
会 議 資 料	・ 会議次第 ・ 資料1 朝霞市国民健康保険税の見直しについて ・ 資料2 令和8年度保険税率の検討 ・ 資料3 モデルケース ・ 資料4 令和7年度 保険税率等の状況 ・ 委員名簿	
会議録の作 成 方 針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長及び委員2人による確認	
傍聴者の数	2人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

■ 1 開会

○事務局：平間

ただいまから、令和7年度第2回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
本日、工藤委員におかれましては、所用のため欠席でございます。

まず、資料の確認をお願いいたします。

資料につきましては、事前に資料を4点送付させていただきました。

資料1といたしまして、議題（1）朝霞市国民健康保険税の見直しについて、A4の2枚刷りになります。

次に資料2といたしまして、標準保険税率を踏まえた税率の比較表、こちらはA4の1枚刷りです。

次に資料3といたしまして、モデルケースをお渡ししております。こちらもA4の1枚でございます。

次に資料4といたしまして、令和7年度保険税率との状況、こちらはA3の2枚刷りになっているものでございます。

お持ちでない方がございましたら、お声がけください。

また、本日追加資料といたしまして、机の上に「会議次第」、「朝霞市国民健康保険運営協議会委員名簿」、参考として「令和7年度版・国保を支える保険税のリーフレット」の3点を置かせていただきました。

次に、《被用者保険等保険者を代表する委員》のうち1名の委員が変わられておりますのでご報告いたします。

岸委員の解職により、新たに前田委員が選任されました。

それでは新委員となられた前田委員に一言ご挨拶をいただきたいと思います。

前田委員、お願いいたします。

○前田委員

前任の岸の後任として今回から参加させていただきますので、皆様よろしく願いたします。

○事務局：平間

ありがとうございました。

続きまして、《公募委員》のうち陶山委員につきまして、5月28日に辞任届が提出されたことから受理し、後任の公募委員募集を広報あさか8月号に掲載する予定でありますことを申し上げます。

それでは議事に移ります。

ここで、議事進行は渡辺会長にお願いしたく存じます。

◆審議会等の会議の開催・公開に関する指針

○渡辺会長

それでは、令和7年度第2回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催します。

初めに本日の会議は、「市政の情報提供及び審議会等の会議の開催・公開に関する指針」の手順に従って進めてまいります。従いまして、会議は原則公開となりますことから、傍聴要領に基づいて傍聴を許可しています。

会議の途中でも傍聴希望者があった場合には、傍聴要領に従って入場していただきますのでご了承ください。

なお、審議の内容が、特定の個人に関する情報を扱う、特に配慮が必要になった場合については、その都度、委員の皆様にお諮りした上で判断していきたいと思います。

◆議事録署名委員指名

○渡辺会長

次に、会議録の作成のため、会議は電子記録媒体で録音し、会議録は全文記録といたします。

会議録署名委員の指名でございますが、お任せいただいても良いでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

それでは名簿の順に従いまして、青柳委員と浅野委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

■ 2 議題

(1) 朝霞市国民健康保険税の見直しについて

○渡辺会長

議題(1)朝霞市国民健康保険税の見直しについてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局：伊部

それでは、朝霞市国民健康保険税の見直しにつきまして、資料1から4に基づきご説明いたします。

はじめに、資料1をご覧ください。

本市では、埼玉県第3期国民健康保険運営方針を踏まえ、令和9年度の保険税水準の準統一に向けて、昨年度の本運営協議会に対し諮問し、皆様にご検討をいただき、令和7年度から段階的に保険税率を改正するほか、令和9年度には、賦課方式を4方式から2方式に変更することについてご答申いただいております。

ご答申を基に、昨年度、令和7年度の保険税率を改正したところでございますが、(1)令和7年度保険税率改正による効果(予算ベース比較)の1つ目の表をご覧ください。本市の保険税率②と埼玉県が算出した本市の標準保険税率③を比較いたしますと、いまだに大きな差が生じております。主なところで申し上げますと、③の合計は、所得割では0.85%、均等割では約3万4,000円の差が生じております。

次に、その下の2つ目の表ですが、本市の被保険者の状況につきましては、被用者保険の適用拡大の影響等により、令和5年度から7年度まで毎年減少している状況でございます。

次に、2ページの③保険税予算額の1つ目の表をご覧ください。令和7年度の保険税の予算額は、前年度と比較して約1億800万円増加と積算しているものの、その下の2つ目の表、県が算出した本市の標準保険税率で試算したものと、当初賦課における調定額による試算結果とを比較してみますと、現年度分総額で約4億円不足している結果となっております。

次に、3つ目の表、④事業費納付金につきましては、国保加入者は減少しているにもかかわらず、保険給付に係る費用は増加傾向にあることから、保険給付費等に要する費用として、市が県に納める事業費納付金は、令和6年度と比較し、約1億3,400万円増加している状況となっております。

次に、⑤繰入金ですが、本市では平成26年度から令和6年度まで、保険税率を改正せずに、財源不足分を国民健康保険の財政調整基金や一般会計からの法定外繰入金により補ってまいりました。その結果、3ページの一番上の表、年度末基金残高の令和7年

度の行にあるとおり、現時点の基金の残高は約350万円となり、本市の国民健康保険の運営状況は非常に厳しいものとなっております。

次に、資料4をご覧くださいのですが、こちらは令和7年度の県内の保険税率の状況となっております、均等割の額で比較いたしますと、本市は下から3番目、金額の高い順で見ますと、上から61番目となっております。

以上のような状況を踏まえ、令和9年度の保険税水準の準統一に向けて、令和8年度の保険税率の改正について、皆様にご検討をお願いするものでございます。

それでは、もう一度、資料1にお戻りください。

3ページ(2)令和8年度保険税率の改正の表をご覧ください。こちらは、埼玉県が算出した「令和7年度の本市の標準保険税率」を令和9年度に置き換え、令和7年度から段階的に改正した場合の令和8年度の保険税率案を示しております。

それでは、改正案の表をご説明いたします。

左から、現在の令和7年度保険税率、改正後の令和8年度保険税率案、令和9年度は、埼玉県が算出した「令和7年度の本市の標準保険税率」を今後変更がないものと仮定して、令和9年度の税率に置き換えたものです。

また、上から医療保険分、後期高齢者支援金等分、介護保険分の区分ごとに所得割、資産割、均等割、平等割の順に示しております。

令和8年度では、現行の所得割、資産割、均等割、平等割の4方式のままで税率を改正する予定でありますので、表の左と中央、令和7年度と令和8年度案の増減を合計で比較しますと、所得割は0.5%の増、資産割は10%の減、均等割は1万6,000円の増、平等割は3,000円の減となります。

また、表の中央と右側、令和8年度案と令和9年度の増減を合計で比較しますと、所得割は0.35%の増、資産割は10%の減、均等割は1万8,435円の増、平等割は4,000円の減となります。

なお、参考までに、令和8年度からは、少子化対策のため、子ども・子育て支援金制度が始まることから、これら医療分、支援分、介護分の区分に項目が一つ加わるようになります。

次に4ページの1つ目の表をご覧ください。令和8年度税率案を基に、市の当初賦課における調定額を試算した結果を掲載しております。

県が算出した本市の標準保険税率で試算した当初賦課における調定額との比較では、令和8年度の税率案で改正したとしても、約1億9,000万円の不足が生じる見込みでございます。この不足額につきましては、令和8年度から、一般会計からの法定外繰入れはできなくなることから、保健事業に係る費用を一般会計で調整する方向で、昨年度は検討しておりました。

それでもなお、不足が生じる見込みのため、その不足分を今年度中に国民健康保険の財政調整基金に積み立てができないか検討しているところでございます。

次に、(3)では今後の年度ごとのスケジュールをお示ししております。

令和7年度の列、保険税率の行をご覧ください。

賦課限度額につきまして、本市は令和7年度106万円となっておりますが、現在の地方税施行令では、賦課限度額は109万円となっております。現在、本市では一年遅れて改正している状況でございますが、令和9年度には、政令に定められた額と同額に改正する必要があります。

次に、資料2をご覧ください。

こちらが第1回の会議でお示した資料に、先にご説明させていただいた令和8年度の改正案を記載した表で、中央の2の表は、先ほどの資料1の(2)の表と同じ値を記載しております。

こちらには、昨年度、令和7年度税率のご審議の際にお示した暫定の8年度保険税率と、県が算出した標準保険税率の令和6年度版と令和7年度版を比較しております。

表を縦で比較していただければと思いますが、令和9年度につきまして、県が算出した標準保険税率②と④を合計で比較しますと、所得割は0.16%の増、均等割は3,372円の増となっております。

令和8年度につきましては、①と③を合計で比較いたしますと、所得割のみ0.1%の増としております。

次に、資料3をご覧ください。

先ほどお示した税率案を基に、モデルケースを示したものでございます。

単身世帯、2人世帯、3人世帯及び軽減の有無などで試算しております。世帯員の数に応じて、影響額が大きくなる傾向となっております。

以上が、朝霞市国民健康保険の見直しについての説明でございます。

○渡辺会長

説明が終了いたしました。何かご質問等がありますでしょうか。

関根委員。

○関根委員

それでは何点か質問させていただきます。

今月発送の納税通知書が届いた皆さんの反応はどうだったか、おわかりでしたら教えてください。

次に、保険税水準の統一についてお伺いします。

原則として、同じ所得、同じ世帯構成であれば、埼玉県内どこの市町村でも同じ保険になるということですが、令和9年度の準統一、令和12年度の完全統一について、現状や問題点などもう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

次に、現年度分の保険税額は、当初予算で比較すると、令和6年度から約1億800万円の増となっておりますが、令和7年度の本市の保険税率と県が算出した本市の標準保険税率での試算結果を比較すると、本来の必要額から約4億円が不足していることがわかりました。

また、朝霞市では、平成26年度から令和6年度まで保険税率を改正してこなかったこともあり、財源の不足分については、国民健康保険の財政調整基金や一般会計からの法定外繰入金により補っており、その結果、令和6年度末における基金残高は約1,800万円となり、このうち1,500万円が令和7年度当初予算に繰り入れられたことから、残高は約350万円ということがわかりました。

法定外一般会計繰入金については、令和8年度にその解消が運営方針の目標に掲げられておりますが、この厳しい状況をどのように乗り越えていくのかお伺いします。

次に、子ども・子育て支援金制度も令和8年度に始まりますが、その金額も含めて、税率を改正すると思いますが、その部分はどうなのでしょう。

以上です。

○渡辺会長

伊部課長。

○事務局：伊部

まず、納税通知書への反応でございますが、7月の頭に、郵便局に持ち込みまして、7日頃から問い合わせがあったと思います。1日に100件近い問い合わせもありましたがその内容は例年どおりとなっております。税率改正についての問い合わせにつきましては、現在、4件ほどでございます。

2点目の、保険税水準の統一の問題点ということですが、本市の被保険者の状況は、被用者保険の適用拡大や、団塊世代の方々の後期高齢者医療制度への移行に伴い減少傾

向にあります。また、本市が保険者として負担する保険給付費は、ほぼ横ばいの状況ですが、被保険者の減少を被保険者の高齢化や医療費の高度化などにより、1人当たりの保険給付費は年々増加傾向にあります。

そのような中、国民健康保険の財政運営の安定化を進めるため、県全体で保険税水準の統一を進めているところでございます。

本市におきましては、平成26年度から令和6年度まで、保険税率を据え置いていたことにより、令和7年度に税率を改正しているものの、現時点で、埼玉県が示す標準保険税率と、本市の現行の標準保険税率等に乖離が生じている状況となっております。

これまで決算補填等目的以外も含めた法定外一般会計繰入金を活用しておりましたが、第3期埼玉県国民健康保険運営方針において、令和8年度までに解消することとなっていることや、県が示す標準保険税率と本市の税率に乖離がある部分について、どのような形で補填するかは課題となっているところでございます。

次に3点目、令和8年度の法定外繰入金の解消が運営方針に記載されているが、厳しい状況をどのように乗り越えていくのかという点につきましては、令和8年度の保険税率の改正とあわせて、令和7年度中に財政調整基金への積み立てができないか検討しているところでございます。

それから、4点目の子ども・子育て支援金制度につきましては、第1回会議の際にお伝えしている内容ではございますが、子ども・子育て支援金制度は、令和8年度から始まり、各医療保険者が医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料と合わせて、被保険者から徴収することとされております。

金額など制度の詳細に関しては、令和7年7月から9月の間に条例参考例が公表される予定となっておりますが、現時点では示されておりませんので、国の動きを注視しているところでございます。

なお、国では、市町村の国民健康保険の子ども・子育て支援金は、加入者1人当たりの平均月額が令和8年度は250円、令和9年度は300円、令和10年度は400円と試算しております。

本市国民健康保険税条例の改正案を議題とする際には、国から示された金額を加えたものでご審議いただくことを予定しております。

以上でございます。

○渡辺会長

関根委員。

○関根委員

ありがとうございました。それではもう1点お伺いします。

第3期埼玉県国民健康保険運営方針には、各市町村において適切な収納対策が行われるよう、完全統一の際には、収納率に応じたインセンティブを設けることとしますと記載されていますが、これについてどのように考えているか、ご説明願います。

○渡辺会長

伊部課長。

○事務局：伊部

完全統一の際のインセンティブについてお答えいたします。

保険税率の完全統一につきましては、市町村における収納率の推移や過年度収納額の状況を踏まえ、令和12年度の実現を目指すこととしており、各市町村において適切な収納対策が行われるよう、完全統一の際には収納率、その他状況に応じたインセンティブを設けるとされております。

現在の状況でございますが、県を中心に検討が始まったばかりですので、今現在でお示しするものはないような状況でございます。

以上でございます。

○渡辺会長

関根委員。

○関根委員

ありがとうございました。

最初の質問そしてご回答から、朝霞市の国民健康保険の財政状況が大変厳しいという状況はわかりました。しかしながら、令和8年度には、法定外一般会計繰入金の解消が待ち受けておりますので、令和7年度のこの時期に対策を練り、市の協力を得て、不足分を補うことは極めて重要であると考えます。どうぞその点もよろしくお願い申し上げます。

また税率改正についてですが、平成26年度から令和6年度まで保険税率を改正しないで運営してきたことに対して、その努力を評価しております。

しかしながら、現状を考えると、国民健康保険の安定的な財政運営を目指すためには、今回の税率改正を行うことはやむを得ないものと考えております。

被保険者の負担を考慮し、段階的に改正してる今回の税率改正の案を進めていただきたいと考えます。

以上です。ありがとうございました。

○渡辺会長

ほかに、質問等ございますか。

《意見なし》

○渡辺会長

今回の見直しにつきましては、資料1の3ページの改正案のとおり諮問されておりますが、今日初めて説明を受けたばかりですので、なかなかここでご判断するのは難しいかと思います。

次回の会議で改めて皆様のご意見を伺った上で答申したいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

関根委員。

○関根委員

結論は、次回、また今日と同じように議題とするということですか。

○渡辺会長

はい。修正ということはないと思いますが、改めてもう一度次回の運営協議会でご意見を伺った上で、諮問のとおりで良ければ、そのとおり答申したいと思っております。もしそこで意見があれば、また修正ということもあるかもしれませんが、現状では諮問のとおり、結論は次に持ち越しする予定でおりますけれども、もう一度そでご意見を伺いたいと考えております。

よろしいでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

それでは、以上のとおりといたします。

(2) その他

○渡辺会長

次に、議題の(2)その他となります。

事務局から報告などあれば、お願いします。

平間課長補佐。

○事務局：平間

次回の運営協議会についてでございますが、8月7日木曜日に開催することを予定しており、既に7月4日付けで皆様に通知させていただいております。

議題といたしましては、令和6年度決算案および令和7年度補正予算案を予定しておりましたが、国民健康保険税の見直しについて、引き続きご審議いただくこととなりましたので、付け加えさせていただきます。

通知につきましては、次回の資料を送付する際に、改めて議題を修正したものをお送りさせていただきます。

以上で、事務局からの連絡を終了いたします。

■3 閉会

○渡辺会長

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回朝霞市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

スムーズな進行にご協力いただき、ありがとうございました。

(了)